

鎌倉漁港対策協議会要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉地域の漁業の進展に寄与するための仮称鎌倉漁港に関する方策を協議するため、鎌倉漁港対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 鎌倉地域の漁業の振興のための漁港対策について
- (2) その他協議会の目的達成に関する事項について

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、漁業関係団体、関係団体、関係行政機関から推薦を得た者、公募市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表とし、議事その他会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員を持って充てる。
- 3 部会所属の委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が会長に諮って招集する。

- 2 部会の会議の結果は、会長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又資料の提示を受けることができる。

(幹事)

第10条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、漁業関係者、市職員のうちから市長が委嘱ならびに任命し、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、この協議会を所管する課において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年11月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の鎌倉漁港対策協議会の会議の招集は、市長が行う。